



金 沢 市 公 報

号外第10号の3

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
規 則	
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (中央卸売市場)	1
金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公設花き地方卸売市場)	1
金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (緑と花の課)	1
金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (建築指導課)	2
金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (道路管理課)	3
金沢市公報規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	3
金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	3

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課)	11
市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	15
金沢市公印規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	15
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (職員課)	15
金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 (")	16
職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	17
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (")	18
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (")	18
金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (")	18

規 則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成26年条例第21号)の施行期日は、平成26年4月1日とする。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第4号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成26年条例第22号)の施行期日は、平成26年4月1日とする。

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第5号

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第29号）の施行期日は、平成26年4月1日とする。

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第6号

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、別表に掲げる図書とする。

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる図書及び書類とする。

- (1) 当該認定の申請に係る計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) 検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の規定により交付を受けた検査済証をいう。以下同じ。）の写し
- (3) 別表に掲げる図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める図書又は書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書の添付書類)

第4条 省令第33条第1項第2号に掲げる図書を添えて行う場合における同項の規則で定める書類は、別表に掲げる図書とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる図書及び書類とする。

- (1) 当該申請に係る建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを市長が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) 検査済証の写し
- (3) 別表に掲げる図書

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、別表に掲げる図書とする。

4 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物が法第17条第3項の認定（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）による改正前の法第8条第3項の認定を含む。）を受けた計画に係る建築物である場合は、省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書の添付は要しない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長は、これらの規定に定める図書又は書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書の添付書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる図書及び書類とする。

- (1) 当該申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類の写し
- (2) 検査済証の写し
- (3) 別表に掲げる図書

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条 第5条関係)

図書の種類	明示すべき事項
配置図	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び対象となる建築物と他の建築物との別
各階平面図	間取り、各室の用途及び床面積

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第7号

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例(平成25年条例第41号)の施行期日は、平成26年4月1日とする。

金沢市公報規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第8号

金沢市公報規則の一部を改正する規則

金沢市公報規則(昭和50年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「14,500円」を「14,914円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第9号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「	国際交流課	国際交流グループ	」を
「	国際交流課 交流戦略推進室	国際交流グループ	」に、
「	税務課 収納推進室 資産税課	庶務グループ 収入管理グループ 諸税グループ 納税奨励グループ 納税第1グループ 納税第2グループ 納税第3グループ 小額整理グループ 庶務グループ 管理グループ 土地第1グループ 土地第2グループ 家屋第1グループ 家屋第2グループ 家屋第3グループ 償却資産グループ	」を

金 沢 市 公 報

	税務課 収納推進室 資産税課	庶務グループ 収入管理グループ 諸税グループ 納税奨励グループ 納税第1グループ 納税第2グループ 納税第3グループ 庶務管理グループ 土地第1グループ 土地第2グループ 家屋第1グループ 家屋第2グループ 償却資産グループ	に、
	クラフト政策推進課 労働政策課	クラフト政策推進グループ 労働政策グループ	を
営業戦略部	企業立地課	企業立地グループ	
	労働政策課	労働政策グループ	
営業戦略部	クラフト政策推進課 企業立地課	クラフト政策推進グループ 企業立地グループ	に、
	市民スポーツ課 金沢マラソン開催推進室	市民スポーツグループ	を
	市民スポーツ課 金沢マラソン推進課	市民スポーツグループ 金沢マラソン推進グループ	に、
	こども福祉課 城北児童会館	保育第1グループ 保育第2グループ 児童育成グループ	を
	こども福祉課 子育て支援制度準備室 城北児童会館	保育第1グループ 保育第2グループ 児童育成グループ	に、
環境局	環境政策課	庶務グループ 計画推進グループ 自然保護グループ	を
環境局	環境政策課	企画庶務グループ 自然保護グループ	に、
	リサイクル推進課 西部管理センター	庶務グループ 3R推進グループ	を
	リサイクル推進課 ごみ減量化推進室 西部管理センター	庶務グループ 分別指導グループ	に、

	環境指導課	審査グループ 廃棄物指導グループ 規制指導グループ	を
都市整備局	都市計画課 設計技術管理室 駅周辺整備室 景観政策課	庶務グループ 計画グループ 景観政策グループ	

	環境指導課	審査グループ 規制指導グループ	に、
都市整備局	都市計画課 設計技術管理室 景観政策課	庶務グループ 計画グループ 都市拠点整備グループ 屋外広告物グループ 景観グループ	

危機管理監	危機管理課 防災計画室	危機管理グループ	を
-------	----------------	----------	---

危機管理監	危機管理課	危機管理グループ	に
-------	-------	----------	---

改める。

第4条の表中

		3 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項	を
--	--	------------------------	---

		3 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項	に
	交流戦略推進室	1 海外からの交流人口の拡大に係る計画及び連絡調整に関する事項	

改める。

第6条の表中

		7 市長会に関する事項 8 課の庶務に関する事項 9 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 10 他局に属しない事項	を
--	--	--	---

		7 公立大学法人評価委員会に関する事項 8 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項 9 市長会に関する事項 10 課の庶務に関する事項 11 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項 12 他局に属しない事項	に、
--	--	---	----

		7 民間活力の導入検討に関する事項 8 公立大学法人評価委員会に関する事項 9 公立大学法人金沢美術工芸大学に関する事項	を
--	--	--	---

		7 民間活力の導入検討に関する事項	に、
--	--	-------------------	----

	納税第1グループ	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項（小額整理グループ及び収納推進室が所管する事項を除く。） （各グループは、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。）	
	納税第2グループ		
	納税第3グループ		
	小額整理グループ		
	収納推進室	1 市税の高額滞納者に対する滞納整理に関する事項	を
資産税課	庶務グループ	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 3 課の庶務に関する事項 4 他グループに属しない事項	
	管理グループ	1 固定資産課税台帳等に関する事項	

	納税第1グループ	1 市税の督促及び滞納処分に関する事項（収納推進室が所管する事項を除く。） （各グループは、課長が定める区域の住民等をそれぞれ対象とする。）	
	納税第2グループ		
	納税第3グループ		
	収納推進室		
資産税課	庶務グループ	1 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関する事項 2 固定資産課税台帳等に関する事項 3 国有資産等所在市町村交付金に関する事項 4 課の庶務に関する事項 5 他グループに属しない事項	に、

	家屋第2グループ	1 償却資産の評価に関する事項	を
	家屋第3グループ		
	償却資産グループ		

	家屋第2グループ	1 償却資産の評価に関する事項	に
	償却資産グループ		

改める。

第7条第1項の表中

		10 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	を
クラフト政策推進課	クラフト政策推進グループ	1 クラフト文化のビジネス化の推進に関する事項 2 伝統工芸品産業の振興に関する事項 3 ファッション産業の振興に関する事項	
労働政策課	労働政策グループ	1 労働行政の企画及び調整に関する事項	

		10 その他工業及び鉱業の振興に関する事項	に
労働政策課	労働政策グループ	1 労働行政の企画及び調整に関する事項	

改め、同条第2項の表中

営業戦略部		1 企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項	を
金沢営業戦略室		1 首都圏における企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項	
企業立地課	企業立地グループ	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項	

営業戦略部		1 企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項 2 クラフト産業及びファッション産業の振興に関する事項	に
金沢営業戦略室		1 首都圏における企業、観光客、コンベンション等の誘致に関する事項	
クラフト政策推進課	クラフト政策推進グループ	1 クラフト文化のビジネス化の推進に関する事項 2 伝統工芸品産業の振興に関する事項 3 ファッション産業の振興に関する事項	
企業立地課	企業立地グループ	1 金沢テクノパークへの企業誘致その他の企業立地の推進に関する事項	

改める。

第9条の表中

受付第3グループ	1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項 2 住居表示番号の付与に関する事項 3 住居表示台帳の管理に関する事項	を
----------	--	---

受付第3グループ	1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項	に、
----------	--	----

	3 印鑑登録票の整備に関する事項	を
--	------------------	---

	3 印鑑登録票の整備に関する事項 4 住居表示番号の付与に関する事項 5 住居表示台帳の管理に関する事項	に、
--	--	----

	4 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	を
金沢マラソン開催推進室	1 金沢マラソンの開催に関する事項	

	4 公益財団法人金沢市スポーツ事業団に関する事項	に
金沢マラソン推進課	1 金沢マラソンの開催に関する事項	

改める。

第10条の表中

保育第2グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものに限る。）に関する事項 2 私立保育所に関する事項 3 認可外保育施設に関する事項	を
----------	---	---

保育第2グループ	1 所管に係る社会福祉法人及び社会福祉事業（保育所に係るものに限る。）に関する事項 2 私立幼稚園に関する事項 3 私立保育所に関する事項 4 認可外保育施設に関する事項	に、
----------	--	----

		5 少子化対策の推進に関する事項	を
城北児童会館		1 児童の健全な遊びの指導に関する事項	
		5 少子化対策の推進に関する事項	に、
子育て支援制度準備室		1 子ども・子育て支援新制度への移行準備に関する事項	
城北児童会館		1 児童の健全な遊びの指導に関する事項	
		2 障害程度区分の認定に関する事項	を
		2 障害支援区分の認定に関する事項	に

改める。

第11条第1項の表中

		7 特定保健指導に関する事項	を
		8 金沢健康プラザ大手町に関する事項	
		9 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	
		7 金沢健康プラザ大手町に関する事項	に
		8 公益財団法人金沢総合健康センターに関する事項	

改める。

第12条の表中

環境政策課	庶務グループ	1 廃棄物処理事業の企画及び調整に関する事項	を
		2 廃棄物処理施設（新廃棄物埋立場を除く。）の整備計画及び建設に関する事項	
		3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
		4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項	
		5 課の庶務に関する事項	
		6 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	
環境政策課	計画推進グループ	1 環境保全に係る総合企画及び連絡調整に関する事項	に、
		2 環境保全に係る調査研究に関する事項	
		3 環境情報に関する事項	
環境政策課	企画庶務グループ	1 環境行政の企画及び調整に関する事項	に、
		2 廃棄物処理施設（新廃棄物埋立場を除く。）の整備計画及び建設に関する事項	
		3 廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
		4 廃棄物関係資料の収集及び統計に関する事項	
		5 課の庶務に関する事項	
		6 局の所管事務で他課及び他グループに属しない事項	

	5 臨時のごみの収集に関する事項 6 リサイクルプラザの管理運営に関する事項 7 公衆便所の維持管理に関する事項 8 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 他グループに属しない事項	を
3 R 推進グループ	1 循環型社会の形成の推進に関する事項 2 廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 4 清掃思想の普及及び向上に関する事項	
西部管理センター	1 西部管理センターの管理運営に関する事項	
	5 清掃思想の普及及び向上に関する事項 6 リサイクルプラザの管理運営に関する事項 7 公衆便所の維持管理に関する事項 8 廃棄物処理手数料の収入に関する事項 9 課の庶務に関する事項 10 他グループに属しない事項	
分別指導グループ	1 ごみ等の排出指導及び啓発に関する事項（西部管理センター及び東部管理センターが所管する事項を除く。） 2 臨時のごみの収集に関する事項	に、
ごみ減量化推進室	1 循環型社会の形成の推進に関する事項 2 廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 4 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 5 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項	
西部管理センター	1 西部管理センターの管理運営に関する事項	
	5 西部管理センター収集区域のごみ等の排出指導及び啓発に関する事項	を
	5 西部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業時におけるごみ等の排出指導及び啓発に関する事項	に、
	5 東部管理センター収集区域のごみ等の排出指導及び啓発に関する事項	を
	5 東部管理センター収集区域のごみ等の収集及び運搬の作業時におけるごみ等の排出指導及び啓発に関する事項	に、
廃棄物指導グループ	8 他グループに属しない事項 1 産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 2 廃棄物の不法投棄の防止に関する事項	を
	8 他グループに属しない事項	に

改める。

第13条第1項の表中

		10 ラブホテル等の建築の規制に関する事項	を
設計技術管理室		1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項	

		10 ラブホテル等の建築の規制に関する事項	に、
	都市拠点整備グループ	1 中心市街地の都市機能向上の企画立案に関する事項	
		2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項	
設計技術管理室		1 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項	

		6 その他技術に係る特命に関する事項	を
	駅周辺整備室	1 金沢駅西広場の再整備に関する事項	
		2 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅の周辺整備に関する事項	
景観政策課	景観政策グループ	1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項	
		2 景観の保存育成及び創出に関する事項	
		3 景観形成に係る意識の高揚に関する事項	
		4 風致地区の保存育成に関する事項	
		5 屋外広告物の表示の許可等に関する事項	
		6 無電柱化事業の企画立案に関する事項	

		6 その他技術に係る特命に関する事項	に、
景観政策課	屋外広告物グループ	1 屋外広告物の表示の許可及び指導に関する事項	
		2 屋外広告物に係る意識の高揚に関する事項	
		3 課の庶務に関する事項	
		4 他グループに属しない事項	
	景観グループ	1 景観形成に係る計画立案及び調整に関する事項	
		2 景観の保存育成及び創出に関する事項	
		3 景観形成に係る意識の高揚に関する事項	
		4 風致地区の保存育成に関する事項	
		5 無電柱化事業の企画立案に関する事項	

		2 財団法人金沢まちづくり財団に関する事項	を
--	--	-----------------------	---

		2 公益財団法人金沢まちづくり財団に関する事項	に
--	--	-------------------------	---

改め、同条第2項の表中

		3 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項	を
--	--	--------------------------------------	---

		3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく届出等に関する事項	に
--	--	---------------------------------------	---

改める。

第15条の表中

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。
医療費、介護保険給付費並びに施設の共益費及び人件費に係るものは、所管局長専決とし、合議を要しない。

を

法令等に基づく負担金、交付金（臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を除く。）及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。医療費、介護保険給付費並びに施設の共益費及び人件費に係るもの並びに臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金は、所管局長専決とし、合議を要しない。

に改める。

別表第2第7項の表障害福祉課の項第9号中「障害程度区分認定審査会」を「障害支援区分認定審査会」に改め、同項第10号中「障害程度区分認定」を「障害支援区分認定」に改め、同表第8項の表の摘要中「第12号」を「第9号」に改め、同表第9項の表環境政策課の項第2号中「環境指導課」を「リサイクル推進課」に改め、同第9項の表リサ

リサイクル推進課の項中	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 一般廃棄物の排出に係る指示							を
	2 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告（第5章の規定に係る部分を除く。）							

環境政策課の項中	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 一般廃棄物の排出に係る指示							に改め、同第9項の表施設
	(2) 産業廃棄物の処理に係る命令（事業者に係るものに限る。）							
	2 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令							

環境政策課の項中	2 一般廃棄物収集運搬業者からの西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンターへの一般廃棄物の搬入の承認					環境指導課	を
	3 一般廃棄物収集運搬業者以外の者からの東部環境エネルギーセンターへの一般廃棄物の搬入の承認						
	4 西部衛生センターへのし尿の搬入の承認						

2 西部衛生センターへのし尿の搬入の承認 に改め、同第9項の表環境指

環境政策課の項中	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 産業廃棄物の処理に係る命令及び許可並びに許可の取消し	を	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事項 (1) 産業廃棄物の処理に係る命令（事業者に係るものを除く。）及び許可並びに許可の取消し	に、

3 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例に関する事項 (1) 勧告及び命令(第5章の規定に係る部分に限る。)					
4 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項 (1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言					
(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認					
(3) 勧告					
(4) 事務取扱要領の決定					
5 特定施設の設置等に係る届出書の受理					
6 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮					
7 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令					
8 浄化槽保守点検業者の登録					
9 浄化槽保守点検業者の変更の登録					

を

3 金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱に関する事項 (1) 産業廃棄物処理施設の設置等に係る審査、協議、指導及び助言					
(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る承認					
(3) 勧告					
(4) 事務取扱要領の決定					
4 特定施設の設置等に係る届出書の受理					
5 特定施設の設置等に係る実施の制限期間の短縮					
6 大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法若しくは振動規制法又は金沢市環境保全条例の規定に基づく勧告及び命令					
7 浄化槽保守点検業者の登録					
8 浄化槽保守点検業者の変更の登録					

に

改め、同表第10項の表景観政策課の項中

2 金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関すること。					都市計画課
--	--	--	--	--	-------

を

2 金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく行為の許可に関すること。					都市計画課
3 景観地区内における計画の認定、行為の許可等に関すること。					

に

改め、同第10項の表建築指導課の項中

11 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定					
12 住宅金融支援機構の貸付けに係る設計審査及び現場審査					

を

11 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定					
12 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく改善命令及び耐震診断が義務付けられた建築物に係る報告命令					
13 住宅金融支援機構の貸付けに係る設計審査及び現場審査					

に

改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第11号

市長事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長事務の補助執行に関する規則（昭和40年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1号中「私立学校」の次に「(幼稚園を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第12号

金沢市公印規則の一部を改正する規則

金沢市公印規則（昭和50年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表工の表証明用市長印の項及びオの表証明用市長職務代理者印の項中「並びに長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、「承認の証明」の次に「並びに低炭素建築物新築等計画の認定の証明」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第13号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人石川県民ふれあい公社」を「一般財団法人石川県民ふれあい公社」に、「財団法人金沢コンベンションビューロー」を「公益財団法人金沢コンベンションビューロー」に、「財団法人金沢まちづくり財団」を「公益財団法人金沢まちづくり財団」に、「財団法人石川県下水道公社」を「公益財団法人石川県下水道公社」に改める。

別表第2中「財団法人地域創造」を「一般財団法人地域創造」に、「財団法人全国市町村研修財団」を「公益財団法人全国市町村研修財団」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第14号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

市民スポーツ課 金沢マラソン開催推進室	運動着	2	を
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	

市民スポーツ課	運動着	2	に、
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	
金沢マラソン推進課	運動着	2	
	運動シャツ	2	
	防寒衣	1	
	ズック	1	

「リサイクル推進課」を「リサイクル推進課
ごみ減量化推進室」に、

	ズック	1	監視担当者に限る。	を
	安全靴	1	指導担当者に限る。	

	安全靴	1	規制指導担当者に限る。	に、
--	-----	---	-------------	----

「都市計画課
駅周辺整備室」を「都市計画課」に、

「危機管理課
防災計画室」を「危機管理課」に、

「地域教育センター」を「少年育成支援室」に改める。

別表第2第2項の表作業服（上）の項中「埋立場建設事務所」の次に「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター」を加え、同第2項の表作業服（下）の項中「埋立場建設事務所」の次に「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター」を加え、「指導担当者及び監視担当者」を「規制指導担当者」に改め、同第2項の表作業服（冬）（上、下）の項中「及び埋立場建設事務所」を「埋立場建設事務所、リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター及び東部管理センター」に改め、同第2項の表作業服（夏）（上）の項中「施設管理課に」を「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター及び施設管理課に」に、「施設管理課を」を「上記の課所を」に改め、同第2項の表作業服（夏）（下）の項中「埋立場建設事務所」の次に「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター」を加え、同第2項の表防寒衣の項中「埋立場建設事務所」の次に「リサイクル推進課、ごみ減量化推進室、西部管理センター、東部管理センター」を加え、「指導担当者及び監視担当者」を「規制指導担当者」に改め、同第2項の表中

雨衣	1	内水整備課に限る。	を に
雨衣	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。	
	1	リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）及び内水整備課に限る。	
ヤッケ	2	西部管理センター及び東部管理センターに限る。	

改め、同第2項の表安全長靴の項中「施設管理課」を「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター、施設管理課」に改め、同第2項の表安全靴の項中「埋立場建設事務所」の次に「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター」を加え、「指導担当者」を「規制指導担当者」に改め、同第2項の表ズックの項中「(自然担当者に限る。）」の次に「リサイクル推進課（分別指導担当者に限る。）、西部管理センター、東部管理センター」を加え、「東部環境エネルギーセンター及び環境指導課（監視担当者に限る。）」を「及び東部環境エネルギーセンター」に改める。

別表第3第2項の表を次のように改める。

貸与品の種類	数量	備 考
運動着（上）	1	児童相談所（一時保護の業務に従事する者を除く。）及び教育プラザを除く。
運動着（下）	2	
運動シャツ	2	
運動着（夏）（下）	2	城北児童会館、児童相談所（一時保護の業務に従事する者を除く。）及び教育プラザを除く。
ズック	1	児童相談所（一時保護の業務に従事する者を除く。）及び教育プラザを除く。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第15号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の事務部局の項及び教育委員会事務部局の項を次のように改める。

市長の事務部局	局長 市長公室長 危機管理監 保健所長 会計管理者 その他の担当局長	1種
	部長 東京事務所長 卸売市場長 その他の担当部長	2種
	課長 ICT推進室長 収納推進室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 近江町交流プラザ館長 生活衛生室長 子育て支援制度準備室長 こども総合相談センター所長 児童相談所長 福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 生活道路室長 道路等管理事務所長	3種
	交流戦略推進室長 交流拠点都市推進室長 調査統計室長 用水・惣構堀保全室長 検査員室長 まちなかビジネス振興室長 金沢営業戦略室長 市民センター所長 食品安全対策室長 温暖化対策室長 埋立場建設事務所長 ゴミ減量化推進室長 環境エネルギーセンター所長 まちなか住宅再生室長 建物安全対策室長 違反建築対策室長 無電柱化推進室長 がけ地対策室長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	5種

教育委員会の事務部局	教育次長 担当局長	1種
	部長 教育プラザ総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長 市民交流施設整備室長 中央公民館長 図書館長 泉野図書館副館長	3種
	市立工業高等学校副校長	4種
	市立工業高等学校教頭 主席指導主事 主席管理主事 生徒指導支援室長 玉川こども図書館副館長 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当館長	5種

別表第2 農業委員会の事務部局の項を次のように改める。

農業委員会の事務部局	事務局長	3種
	事務局次長	5種

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第16号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第6工の表中

獣医師	大学6卒	2級13号級	を	獣医師	大学6卒	2級15号級	に改
	大学卒	2級1号級			大学卒	2級1号級	

める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第17号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第18号

金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の8第1号を次のように改める。

(1) 条例第4条第1項第2号に規定する者

第2条の8中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第7条の3第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
第2条の8に次の1号を加える。

(6) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月31日 印刷
平成26年(2014年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄